

潮来市 高齢者福祉計画 介護保険事業計画

【第8期】



令和3年3月

潮来市

計画策定の趣旨

策定趣旨

国は、いわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてきました。しかし、さらにその先を展望すると、令和22(2040)年に高齢人口はピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が増加することで、介護サービス需要が増加・多様化することが見込まれています。

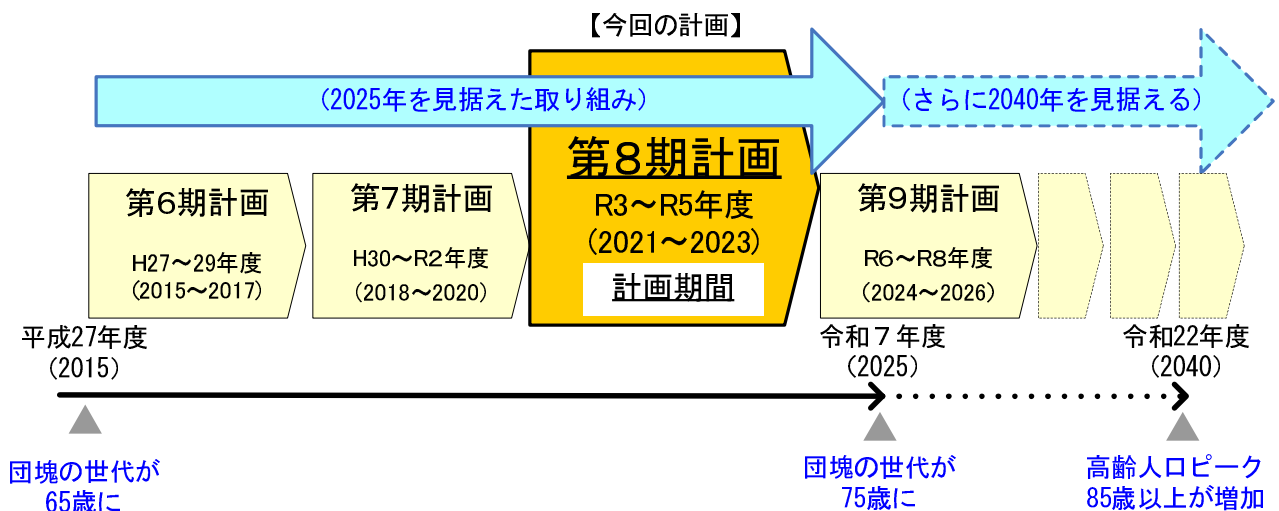
その一方で、従来の「縦割り」の制度では解決できないような福祉課題が複合化していることから、本計画においても地域共生社会の実現に向けた重層的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

今回、令和3(2021)年度を初年度とする第8期計画の策定にあたっては、令和7(2025)年、さらに令和22(2040)年を見据えて、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応した支援体制、認知症施策や介護サービス基盤の確保など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の推進に地域づくり等と一体に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指していきます。

計画の期間

第8期計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年です。

なお、第8期介護保険事業計画は「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには現役世代人口が急減し、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが見込まれる令和22(2040)年を見据えて計画していきます。



計画の基本的な考え方

■■ 基本理念 ■■

自分らしく安心して暮らせる 潮来



高齢者が地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるようにするためには、健康づくりや介護予防の一体的な推進あるいは認知症やひとり暮らし高齢者など支援を必要とする方々への対応はもとより、元気な高齢者に対する参加支援を促進していくことが求められます。

第8期計画では、地域共生社会の実現を目指し、高齢者がいきいきと活動的に生活し、また、介護が必要になっても住み慣れた地域で、温かなふれ合いと支え合いのなかで、安心した暮らしを続けられる社会の実現を目指します。

●第8期計画のポイント●



- 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備



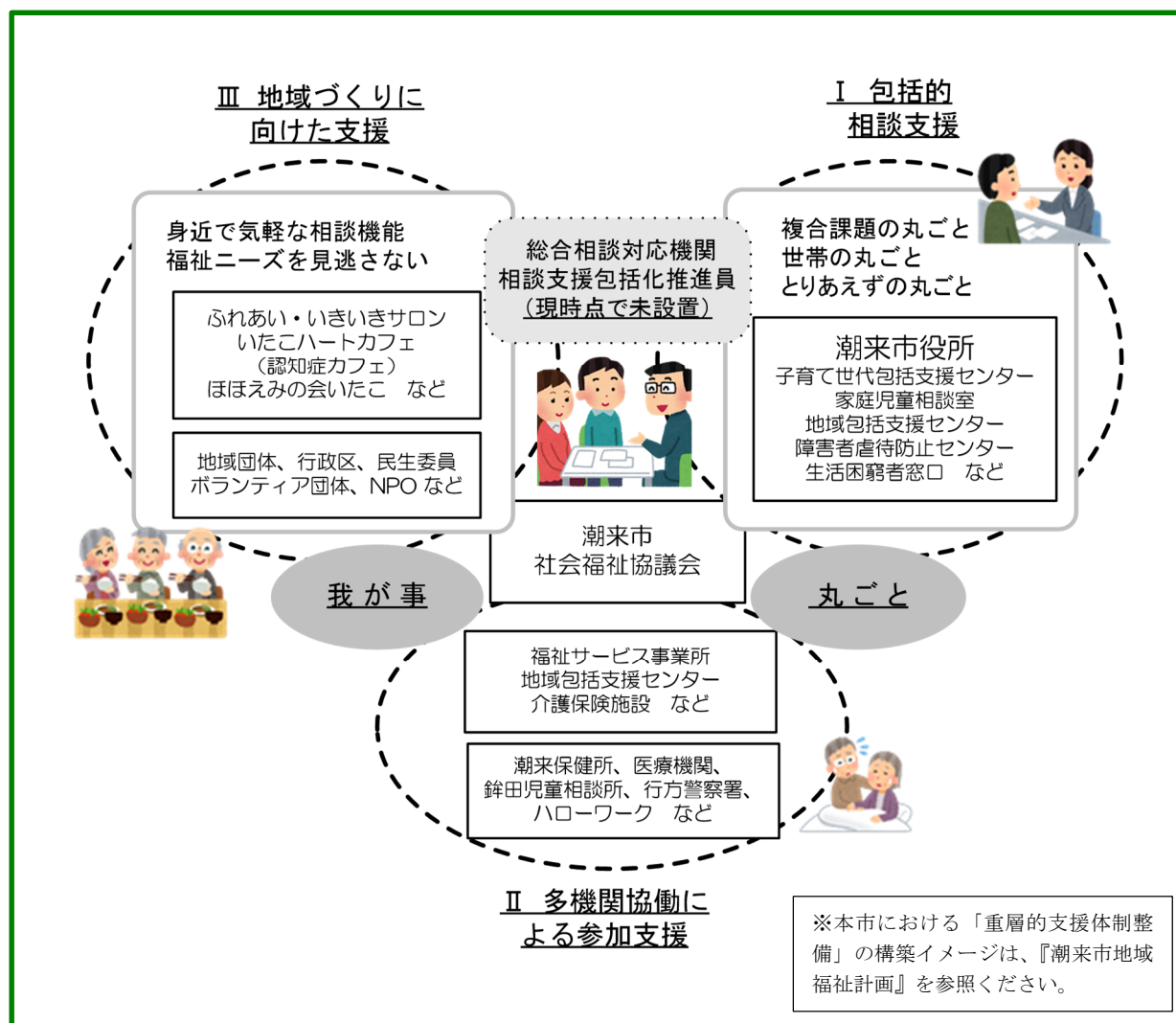
重層的支援体制の整備に向けた取り組み

高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮等の分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや制度の狭間にあるケースが発生しています。複合化・複雑化している福祉課題に対しては、決して“がまんをさせない”“手遅れにさせない”“あきらめさせない”ことが大切であり、そのためには多職種が連携して総合コーディネートを行い、チームとして包括的・総合的な相談支援を行える体制づくりを進めていきます。



高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業、相談支援に対して一体的に取り組む制度を構築していきます。

■ 重層的支援体制の整備に向けたイメージ





地域包括ケアシステム推進・深化に向けた取り組み

地域包括ケアシステムの推進・深化に向けては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化といった地域支援事業の充実に取り組むとともに、市民等による主体的な参画のもとに多様なサービスを充実させていきます。

I 在宅医療 介護連携の推進

- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- 高齢者の在宅生活を支える人材の育成・確保
- 多様で柔軟な介護サービスを提供する体制確保

III 生活支援サービス 介護予防の充実 強化

- 生活支援体制整備の促進
- サロンなどを活用した介護予防事業の強化
- 高齢者の生活を支える多様な地域組織の育成

II 認知症施策の推進

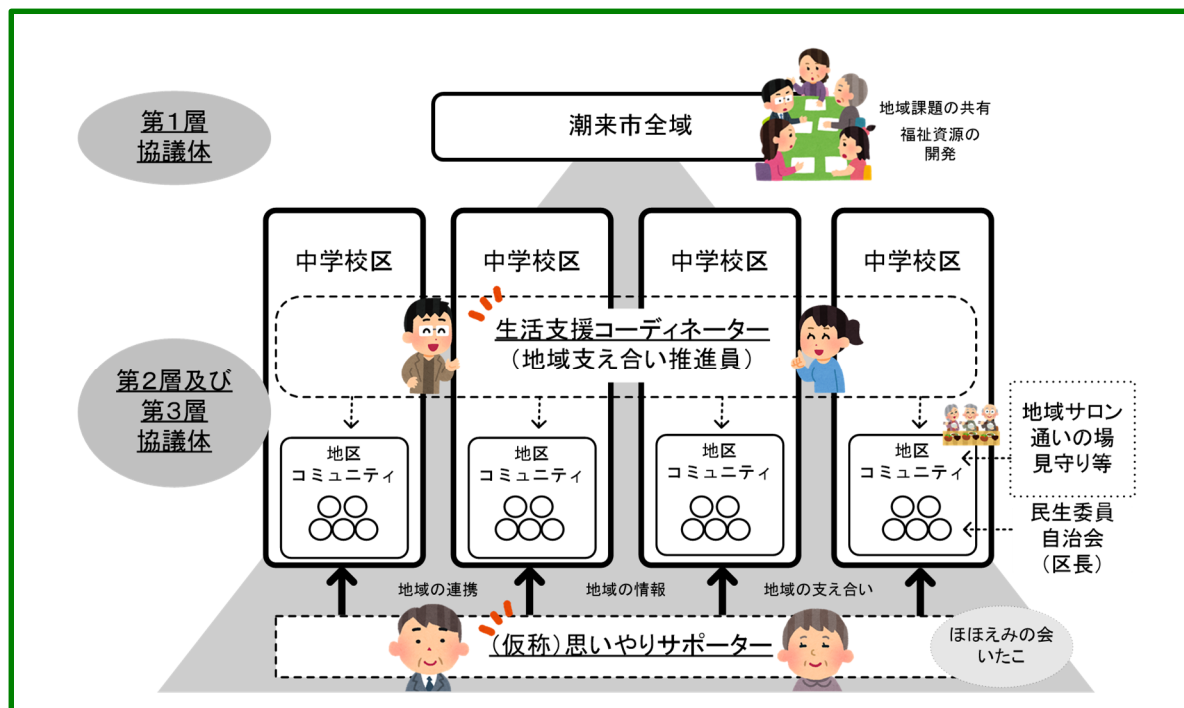
- 認知症初期集中支援チームの活動の推進
- 認知症の地域支援・ケア向上に係る体制の充実
- 認知症サポーター活動促進・地域づくりのネットワーク強化

IV 安心して暮らせる住まいの確保

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- 誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり

■ 生活支援体制整備事業のイメージ

本市にふさわしい生活支援サービスや介護予防の取り組みが進められるよう生活支援体制整備を図っていきます。



施策の展開

基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進



高齢者が住み慣れた家庭や地域において、健康でいきいきとした生活が送れるよう、日ごろから健康の維持・増進に努めるとともに、介護・医療・健診情報等を活用して関係部署が連携して健康づくり・介護予防に取り組んでいきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進にあたっては、市民等の多様な主体が参加し、地域において多様なサービスを提供していけるよう準備を進め、円滑な介護予防の推進に取り組めます。

1-1 生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり

- (1) 健康づくり活動の促進
- (2) 地域活動・生涯学習の推進
- (3) 就労の支援

1-2 保健事業と介護予防事業の一体的な推進

- (1) 保健事業の推進
- (2) 介護予防事業の推進

◆目標◆『シルバーリハビリ体操の延べ参加者数』 令和元年度「4,434人」➤令和5年度「4,700人」

基本目標 2 安心して暮らせるサービス基盤の確保

高齢者の生活環境や健康状態、支援の必要な状況などを総合的に判断し、必要とされるサービスを調整・提供できる体制を確保していきます。

また、介護保険制度のサービスについて、新たに必要とされる地域密着型サービスの確保など介護サービス基盤の充実・確保に努め、適切な制度の運用を図ります。

2-1 介護サービス基盤の確保

- (1) 居宅サービスの充実（介護保険サービス）
- (2) 地域密着型サービスの充実（介護保険サービス）
- (3) 施設サービスの充実（介護保険サービス）
- (4) 低所得者への配慮

2-2 介護サービス提供体制の充実

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 介護給付等の適正化の推進
- (3) 介護保険サービス等の苦情処理体制の充実
- (4) 指導・助言及び支援・評価体制の充実

2-3 生活支援サービスの充実

- (1) 在宅生活支援サービスの充実
- (2) 家族介護支援サービスの充実

◆目標◆『ふれあい・いきいきサロンの設置数』 令和元年度「16か所」➤令和5年度「24か所」

基本目標

3 尊厳のある暮らしの形成



認知症の方やその家族の相談業務等を行う認知症地域支援推進員の活動を推進し、認知症に関する地域の理解の促進を図っていきます。

また、日常地域生活を送るうえで必要な方に対しては、成年後見制度を周知するとともに、適切な制度利用につながるよう権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備に努めていきます。さらに、高齢者が尊厳を失うことなく、地域で自分らしい暮らし方を選択できるよう、虐待防止施策を継続・推進して取り組みます。

3-1 認知症高齢者支援対策の充実

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 認知症予防の推進
- (3) 権利擁護の促進

3-2 高齢者虐待防止対策の推進

- (1) 早期発見・早期対応できる体制の整備
- (2) 高齢者虐待防止に関する普及啓発の推進

◆目標◆『認知症サポーター養成講座の延べ参加者数』 令和元年度「1,671人」➤令和5年度「2,000人」

基本目標

4 地域で支え合う福祉のまちづくり

高齢者や家族の身近な相談窓口として、地域包括支援センター機能を強化しながら、本市における『地域包括ケアシステム』を構築していきます。

また、高齢単身世帯の増加といった世帯構造の変化や近隣関係の希薄化などを背景に、より地域での見守りや支え合いが必要となっているため、いざという時にも高齢者が地域で安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面から地域福祉の充実したまちづくりに取り組みます。

4-1 地域包括ケア体制の充実

- (1) 地域包括支援センター等の運営
- (2) 地域包括ケアの推進

4-2 福祉のまちづくり

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 災害時や緊急時の支援体制の確立
- (3) 高齢者の住まいの確保
- (4) 福祉のまちづくりの推進

◆計画を点検・評価◆

◀指標1▶「地域包括支援センター」の認知度を上げる。 令和2年度「61.7%」➤令和5年度「70.0%」

◀指標2▶「成年後見制度」の認知度を上げる。 令和2年度「40.7%」➤令和5年度「50.0%」

◀指標3▶介護保険サービス利用者の満足度を上げる。 令和2年度「64.2%」➤令和5年度「75.0%」

(「高齢者等実態調査」に基づく)

■ 所得段階別第1号被保険者保険料（第8期）

市町村 民税	保険料段階	基準額に対する 負担割合	年 額	月 額
世帯全員非課税	第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢 福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下	基準額×0.50 (0.30)	29,700 円 (17,820)	2,475 円 (1,485)
	第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万円 以下	基準額×0.75 (0.50)	44,550 円 (29,700)	3,713 円 (2,475)
	第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入120万円超	基準額×0.75 (0.70)	44,550 円 (41,580)	3,713 円 (3,465)
(世帯本人 課税者あり)	第4段階 ・本人が市町村民税非課税（世帯に課 税者がいる）かつ本人年金収入等 80万円以下	基準額×0.90	53,460 円	4,455 円
	第5段階（基準額） ・本人が市町村民税非課税（世帯に課 税者がいる）かつ本人年金収入等 80万円超	基準額×1.00	59,400 円	4,950 円
本人課税	第6段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額 120万円未満	基準額×1.20	71,280 円	5,940 円
	第7段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額 120万円以上210万円未満	基準額×1.30	77,220 円	6,435 円
	第8段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額 210万円以上320万円未満	基準額×1.50	89,100 円	7,425 円
	第9段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額 320万円以上	基準額×1.70	100,980 円	8,415 円

注）世帯全員非課税世帯の（ ）内は、消費税引き上げに伴う低所得者の保険料軽減後の額

第1号被保険者は、保険料収入に必要な額を所得階層ごとの負担割合に応じて負担いただくという考え方で介護保険料を算定します。

潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【第8期】
（概要版）

発行・編集 / 潮来市 市民福祉部 高齢福祉課
住所 潮来市辻626
電話 0299(63)1111（代表）

